

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

4

No.250 | Apr. 2022

相続のあれこれ

書面によらない
死因贈与契約の
行方は

特 集

〈社長の履歴書〉株式会社コペル 大坪信之氏
〈労務のみらい〉雇用保険マルチジョブホルダー制度について
〈オフィスレポート〉北九州事務所

税制改正

TOPICS



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます

特集

ココが変わる!

税制改正 TOPICS

令和4年度税制改正大綱が公表されました。「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」などをコンセプトに、新しい資本主義の実現に向けて取り組んでいくことを基本方針としています。これからの暮らしやビジネスに大きな影響を与える税制改正。スペシャリストである辻・本郷のスタッフが注目度の高い項目を、個人と法人それぞれに、わかりやすく解説します。ぜひ、参考にしてください。



税理士

羽藤 徹夫

北千住事務所
所長



税理士

井口 麻里子

新宿ミライナタワー事務所
相続・資産承継部
シニアコンサルタント



税理士

酒井 啓二

新宿ミライナタワー事務所
シニアパートナー



税理士

伊藤 大輝

池袋事務所
法人ソリューショングループ
シニアコンサルタント

法人TOPICS-01

賃上げ促進税制

大企業、中小企業ともにインセンティブとなる上乗せ措置が2段階となっています!



大企業

改正前は新型コロナウイルスの影響により、新規採用の抑制が懸念されたことから、要件として**新規雇用者**を対象としていましたが、令和4年度の改正では、デフレや平均賃金が上がらないといった社会的な状況を踏まえ、要件として**継続雇用者**を対象とするものになっています。

中小企業

中小企業に対しては雇用維持が求められるので要件に変更はなく、引き続き全雇用者が対象となっています。大きく変わったのは適用期限で、**1年延長**(令和6年3月31日)となっています。

大企業

※一定規模以上の企業は、マルチステークホルダー経営宣言を実施

教育訓練費20%増

+

4%増
(含、ボーナス)

継続雇用者
3%増
(含、ボーナス)

最大
30%

+5%

+10%

15%

中小企業

教育訓練費10%増

+

2.5%増
(含、ボーナス)

全雇用者
1.5%増
(含、ボーナス)

最大
40%

+10%

+15%

15%

【平成30年当時の制度】

教育訓練費20%増

+

継続雇用者
3%増
(含、ボーナス)

最大
20%

+5%

15%

令和3年4月1日から
令和5年3月31日までの
間に開始する各事業
年度は新規雇用者を
対象とした人材確保
等促進税制

【令和3年改正後】

2.5%増かつ
教育訓練費10%増など

+

全雇用者
1.5%増
(含、ボーナス)

最大
25%

+10%

15%

法人TOPICS-02

適格請求書等保存方式(インボイス制度)

令和5年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。**免税事業者である小規模事業者が不当な取り扱いを受けないよう**、独占禁止法、下請法、建設業法における取り扱いが明確にされます。適切に対処できるよう周知しておきましょう。



【こんな場合は下請法違反になります!】

Aさん、あなた
免税事業者なら、
消費税相当額は
払えないなあ…。

そ、そんなあ…。



発注者



下請け事業者

発注者が下請け事業者に対して、免税事業者であることを理由に消費税相当額の一部または全部を支払わない行為は、下請法違反です!

➡ 本誌N0.244 10月号参照

この他にも本誌(P08)に「グループ通算税制」のコラムを掲載しております。ぜひお読みください。

個人TOPICS-01

住宅ローン控除の延長・見直し 住宅取得等資金に係る贈与税の 非課税措置等の延長・見直し



住宅に関しては、**省エネや長期優良住宅の取得推進**を趣旨とする「住宅ローン控除の延長・見直し」や、子や孫に対して**マイホーム購入の資金援助**をする際に、まとまった金額が非課税で贈与可能となる「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の延長・見直し」が注目されています。

住宅ローン控除

控除率が0.7%に引き下げられ、適用期限が4年延長になりました。



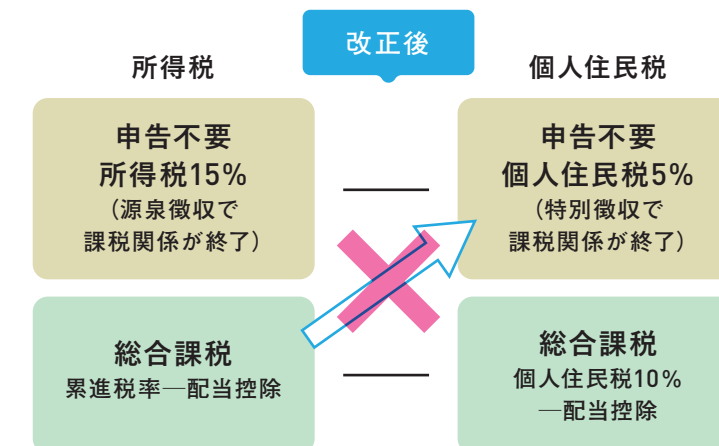
非課税限度額が引き下げられ、新耐震基準への適合が要件に加わったうえで、適用期限が2年延長されました

住宅取得等資金に係る贈与税

個人TOPICS-02

上場株式等の配当所得等に係る課税方式

これまで国民保険料等の他制度における影響等を考慮して、所得税と個人住民税において異なる課税方式を選択することが可能でしたが、金融所得課税が**所得税、個人住民税が一体**として設計されてきたことを踏まえ、課税方式が一致されます。



令和6年度分以降の
個人住民税について
適用されます。



個人TOPICS-03

事業承継税制 特例承継計画提出期限の延長

事業承継税制は、平成30年の1月1日から令和9年の12月末までの10年間だけの特例措置となっていますが、これを受けるための特例承継計画の提出期限が、令和5年の3月31日から令和6年3月31日まで**1年延長**となります。

新型コロナ感染症の影響を受けて1年延長となります。



特例承継計画提出期限

令和5年
3月31日

令和6年
3月31日

1年延長

特例承継計画の提出期限は延長されますが、令和9年12月末までの特例措置の適用期限については延長されていません

詳しい改正の内容や諸条件の確認、不明点・ご相談などはお気軽に担当者までご相談ください!



社長の履歴書

25

President's
Resume



子どもの無限の

可能性を引き出す。

辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、
ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、全国に幼児教室を展開している
株式会社コペルの代表取締役社長 大坪信之さん。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

株式会社コペル
代表取締役社長

大坪信之氏



異業種からの挑戦

幼児教室「コペル」と児童発達支援スクール「コペルプラス」、あわせて400教室を全国に展開している株式会社コペル。創業は1993年。代表取締役社長を務める大坪信之さんは、以前は日本アイ・ビー・エム株式会社でSEをしていましたが、結婚して子どもが生まれたばかりの頃、知人から「0歳からの教育こそが大切だ」という話を聞き、すっかり0歳教育に興味をかきたてられ、そのまま畑違いの幼児教室経営へと転身しました。

マジックショーのような実習

コペルの幼児教育の特徴は豊富な教材と先生の優れたパフォーマンスにあります。教材は2,000種、カード教材は1万枚以上にも上ります。これらを用いて先生はまるで「マジックショー」のような、まったく飽きのこないエンターテインメントともいえる1時間の実習を行います。「人は瞳孔が開いて

目が輝いている時間に、さまざまな物事を学び吸収します。そして、子どもがひとつの物事に集中できる時間は年齢+1分間。新たな刺激をどんどん提供することで、長時間目が輝いている状態となり、効果的な学習が可能になります」と大坪さんはコペルの教育メソッドの特徴を語ります。

大坪さんの地元、福岡市で教室をスタートしたコペル。教材内容が整理され、理想とする教育を実現する下地ができるのにおよそ10年かかりました。教育環境が整った頃、大坪さんは調査のため未進出の東京に赴き、都内にある40教室ほどの幼児教室を見学しました。その結果、「コペルが一番進んでいる!」と確信し、東京進出を決意します。ところがスタッフはなかなか信用しません。そこで、大坪さんはユニークな作戦に出ます。社員旅行を東京ディズニーランドにし、社員の子どもも参加できるようにして、空き時間はみんなで東京の幼児教室の体験レッスンに参加するようにしたのです。体験を終えてホテルに戻ってきた社

員は口を揃えて言いました。「ぜひ東京に進出しましょう!」

積極的な海外展開を目指す

その後、コペルは東京進出を実現。着実に展開規模を拡大し、現在、教室の数は日本一を誇ります。「日本以外では中国とタイで展開しています。コロナが落ち着けば、アメリカでの展開も考えています」とグローバルな事業展開を目指しています。

「0歳教育」という言葉が一般に浸透していない時代から、熱心に幼児教育に取り組んできた大坪さん。その強い信念が推進力となり企業の成長を支えるとともに、子どもの無限の可能性を導き出すことで、よりよい世界の実現に貢献しています。

BIOGRAPHY

- ・1963年
福岡県出身
- ・1986年
西南学院大学卒業
日本アイ・ビー・エム株式会社入社
- ・1993年
徳育教室(現コペル)設立
- ・2009年
株式会社コペル設立
- ・2010年
FC第1号 大分中津教室開校
- ・2014年
50教室開校
東京本部(表参道)開設
- ・2021年
300教室開校
東京都新宿区新宿(現住所)に本社移転

株式会社コペル

幼児教育(0~6才、小学生を対象とした教育)に特化したサービスを展開。幼児・小学生・幼稚園・小学生受験・発達障害療育という、子どもの成長に合わせたコースをラインナップ。直営、フランチャイズ双方で、400以上の教室を展開している。

<https://copel.co.jp/>
東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー10F
TEL.03-6455-4165



経営者のミカタ

ワンポイントで
経営者をサポート
Corporate resource column



新宿ミライナタワー事務所
法人ソリューショングループ
上場・ファンド担当

大勝 英輔

This month's theme

グループ通算制度 どう変わった？

令和4年4月1日以降に開始する事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度に移行することとされました。連結納税と同様に単体では使い切れない

い欠損金がある場合やグループ間における損益通算の機能を備えたい場合にグループ通算制度の採用を検討いただければと思います。

内容	連結納税	グループ通算制度
制度開始時の時価評価	親法人に長期（5年超）保有されている100％子法人等以外は加入時に時価評価が必要となる。	完全支配関係の継続が見込まれる親法人・子法人以外は時価評価が必要となる。
制度加入時の時価評価	グループ外の法人をM&Aした場合、連結子法人の時価評価が必要となる。	通算グループ内の新設法人、共同事業に係る要件を満たす場合等以外に時価評価が必要となる。
親会社の開始前の繰越欠損金	非特定連結欠損金として全体の連結所得から控除する。	単体申告からグループ通算制度に移行する場合、親会社の欠損金は特定欠損金として親法人の所得からのみ控除する。 連結納税からグループ通算制度に移行する場合、親法人の欠損金は非特定欠損金としてグループ全体で使用することとなる。

その他

連結親法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに税務署長に届出書を提出することにより、グループ通算制度を適用しない法人となることができます。連結納税を採用すると原則として取りやめができないので、グループ通算制

度が始まるのを機に税務上の有利・不利を判定して単体納税に戻るのも一つの考えです。ページの関係でかなり論点は省きましたが、詳細は12月発刊した「グループ通算制度の入門」（編著：辻・本郷 税理士法人、発行：東峰書房）をご参照ください。



#25

生産性向上術

DX=デジタル化？ その5



トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。



相談者

前は、「2025年の崖」問題のレガシーシステム（既存システム）についてお話をしました。



えびちゃん

使い続けるとDXの導入の妨げになるケースもあるから、刷新が必要なのよね。



えびちゃん

その通りです。経済産業省から、「DXレポート（以下、「レポート」という）」と「DX推進ガイドライン（以下、「ガイドライン」という）」が発表されています。レポートでも、既存のITシステムが老朽化・複雑化・ブラックボックス化する中では新しいデジタル技術を導入したとしても、効果が薄れてしまうと指摘されています。



相談者

長年使い慣れたシステムを捨てて新しいシステムに移行するには、どのように進めればいいのか不安しかないわ。



えびちゃん

そうですね。しかし、ガイドラインはDXの推進をするための骨格作りやどのように行うべきかの指標の確認などに役立ちますよ。

また、内容は「DX推進のための経営のあり方、仕組み」と「DXを実現する上で基盤となるITシステムの構築」の2つのポイントから構成されています。システムを刷新・新しいテクノロジーを導入するだけではなく、経営戦略と経営層の強い意志を持って取り組むことが必要ということです。

経営戦略

+

ITシステム



相談者

部署ごとに違うシステムを使っていたりするし、同じ方向性に向かってかじ取りをするには、会社全体をまとめられる経営トップの存在が不可欠ね。

ガイドラインは、取締役会や株主がDXの取組みをチェックする際に活用することも目的として作成されています。今回は、詳細な構成についてみていきましょう。



えびちゃん

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 ITコンサルティング株式会社
DXバックオフィス事業部 海老原（えびちゃん）まで
✉ dx-backoffice@ht-tax.or.jp

労務の未来

— 人は企業のプラットフォーム —

〔 社会保険労務士 坂本さやか 〕



雇用保険マルチジョブホルダー制度について

これまでの雇用保険制度では、主たる事業所で「1週間の所定労働時間が20時間未満」の労働者は雇用保険に加入できませんでした。それが、令和4年1月より、65才以上の労働者に限り、2つの雇用保険の適用事業所での労働時間を合算して「週の所定労働時間が20時間以上」であれば、本人の希望により雇用保険に加入することができるようになりました。今回はこの「雇用保険マルチジョブホルダー制度」についてご紹介します。

1. 加入要件

雇用保険マルチジョブホルダー制度により、雇用保険に加入するには、以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- ①複数の事業所に雇用される65才以上の労働者であること
- ②2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ③2つの事業所のそれぞれの雇用見込が31日以上であること

雇用保険マルチジョブホルダー制度で被保険者になった方が失業した場合、一定の要件を満たせば、他の被保険者と同じように失業給付（高年齢求職者給付金）を受給することができます。また、育児休業給付、介護休業給付および教育訓練給付も一定の要件を満たせば支給の対象になります。

2. 手続き

労働者本人が自らの住居所管轄のハローワークで手続きを行います。ただし、届出書には事業主が記載する箇所もあるので、労働者から依頼を受けた事業主は速やかに対応する必要があります。なお、加入は遡ってすることはできず、労働者が申出をした日が加入日となります。

また、資格が認められ被保険者となった日から雇用保険料の納付義務が発生し、事業主にも雇用保険料の支払い義務が生じますが、労働者が申出を行ったことを理由に解雇や雇止め、労働条件の不利益な取り扱いを行うことは禁じられていますので、この点にも注意が必要です。



あれこれ
相続の
気にな
ちよつ
と

木村信夫の



辻・本郷 税理士法人
副理事長 税理士

書面によらない死因贈与契約の行方は

1 手紙が死因贈与契約といえるのか

死因贈与契約とは、死んだら一定の財産をあげるよ、もらうよ、という契約です。平成21年2月19日に警察から独身の甲の死亡の連絡が従妹の乙にありました。生前から甲は自分の財産のすべてを乙にあげたいと言っていました。遺言書はなく、乙に対して財産をあげる旨の下記の資料がありました。

《要旨》『平成20年4月23日頃に甲が記載した「乙え ゼンザイサンを乙へヤル」との記載のあるノート。甲が作成し平成20年12月8日にゆうパックで配送された「乙え お前に全ざいさんをやる。しんばいするな。」と記載された手紙。平成20年12月9日に乙が甲に郵送した「…全財産をくださるとのこと 何とお礼を申し上げていいのやら、ただただありがたいことだと思っております。真にありがとうございます。」と記載された手紙。』

これらの資料により死因贈与契約が締結されており、甲の全財産は乙が取得したといえるので、相続人の丙（甲の兄の代襲相続人）に対して全財産の引き渡しを求める訴訟を提起しました。

2 民事裁判は和解で決着

丙は平成22年4月14日に乙の訴状により甲の死亡を知りました。丙は乙に対して、その死因贈与は成立していない、仮に成立していたとしても、書面によらない贈与であり、甲の相続人である丙がその死因贈与契約を撤回する旨を主張しました。

それから約1年半後の平成23年12月〇日に、預金8,500万円を乙が、その他の財産をすべて丙が相続するという和解が成立しました。

乙は平成23年12月24日に相続税申告書を提出しました。

3 審判所の判断

税務署は警察から連絡があった平成21年2月19日が相続開始を知った日なので、乙の申告書は期限後申告であるとし、無申告加算税を付けてきました。

国税不服審判所で争われた結果、以下のように判断されました。

この贈与を書面によるものであると認める証拠はないので、書面によらないものと認められる。書面によらない贈与は、その履行が終わるまで、各当事者が自由に撤回することができるので、乙の権利は極めて弱いものであると言える。先の和解は相続人の丙がその一部を撤回し、その一部撤回後にその死因贈与契約の履行が確定したと認められる。そうすると、乙が相続の開始があったことを知ったのはその死因贈与の履行が確定した平成23年12月〇日というべきである。

乙への無申告加算税は取り消されました。



社・本郷 税理士法人

オフィスレポート

Vol. 27

北九州事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。

第27回目となる今回は、北九州事務所からのレポートです。



北九州でもまん延防止等重点措置中につき(2月末時点)、コロナ感染拡大防止策をしっかりととりながら、業務を行っています。コロナ対策のひとつとして2チーム制で業務を行っているのですが、この日、写真撮影の為、久しぶりにマスクを外して皆で集合!早くコロナが収束して、このメンバーでお花見を楽しみたいものです。

さて、北九州事務所は2015年8月開設以来の少人数メンバーではありますが、資産税(相続)の国税OBの先生をはじめ、税理士、公認会計士、元SE(システムエンジニア)、元英語の先生等々、それぞれが

得意分野を持ちながら、事務所全員で相続、法人・個人、コンサルティング、多岐にわたる業務をスムーズにご提供できるよう取り組んでいます。また生産性向上、効率化という点においては、RPAにも力を入れています。

「小さな気配りの積み重ねが、安心や信頼につながる」これは、お客さまへはもちろんですが、一緒に働く仲間へも通ずるものがあると思います。そんな思いを事務所の皆で共有し、一日一日を丁寧に今日も心を込めてがんばります!(ただ今、確定申告真っただ中です。)



北九州事務所 所長

川本 真史

早稲田大学卒 税理士。2021年、新宿本部から社内FA制度で九州へ。現在は北九州相続センター長も務める。元ミュージシャンという異色の経歴の持ち主。ギターとちいかわ(可愛いもの大好き)、奥さまをこよなく愛する。昨年クリスマス婚をはたした。

あなたの考える北九州の魅力とは？

北州市は人口98万人で、福岡市に次ぐ福岡県第二の都市です。地図で有名なゼンリンやトイレ、ユニットバスで知られるTOTO等の名だたる企業の本社があり、災害が少ないことから、現在、様々な企業から注目をされています。田舎感を残しながらもデパート有り、商店街有り、発達した公共交通機関有り(バス、電車、モノレール)と北九州事務所、小倉駅周辺で、広範囲を歩きまわらずとも、疲れず大体のことは叶います。皆さま是非一度、住みやすい街、北九州へお越しください。

➡ 北九州事務所

〒802-0003

福岡県北州市小倉北区米町1-2-26

日幸北九州ビル4階

TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761



STAFF RECOMMEND



北州市漫画ミュージアム。行く途中には「銀河鉄道999」のメーテル、鉄郎の銅像と出会えます。(稲吉)



小倉駅から歩いて行ける小倉城。春には桜が咲き誇り、たくさんの観光客で賑わいます。(三宅)



事務所から徒歩10分にある商業施設の観覧車からの景色です。お隣、山口県下関市まで見えます。(早原)



街中を流れる紫川にかかる橋には、海の橋、鉄の橋など様々なモチーフの橋が架かっています。(三宅)



北九州のパン屋さん、シロヤ。人気商品はオムレット(左)とサニーパン(右)です。(諏訪園)



事務所内の豆から挽く本格派コーヒーマーカー。お客さま、社員からも大好評をいただいております。(河野)

辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ: メール consuldiv@ht-tax.or.jp
 ※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

セミナー一覧・お申し込み

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc2/>

安積塾【第二回】令和4年3月決算法人の留意点

参加費: ¥5,000

【視聴可能期間】2022年4月7日(木) 11:30~4月13日(水) 17:00 (講演時間 約90分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

【相続セミナー】兄弟姉妹相続のトラブルになりやすい注意点

参加費: ¥3,000

【視聴可能期間】2022年4月19日(火) 11:30~4月25日(月) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 大宮事務所 相続センター シニアコンサルタント 税理士 高木 真弓
辻・本郷 税理士法人 大宮事務所 コンサルタント 小田 駿吾

身近な人が亡くなった後の手続きのすべて

参加費無料

【視聴可能期間】2022年4月27日(水) 11:30~5月10日(火) 17:00 (講演時間 約40分)

◎講師: 福田真弓税理士事務所 代表税理士 福田 真弓 先生
辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 山口 拓也
辻・本郷 税理士法人 事業開発推進本部 マネージャー 新井 尚子

だれもが決算担当に! 「決算書作成」実トレ研修(弥生会計編)

参加費: ¥15,000

【研修日時】2022年4月28日(木) 10:00~16:00 (研修時間 約5時間、Zoomを利用したオンライン研修)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 DX事業推進室 マネージャー 鈴木 正彦

※こちらのセミナーは会計事務所様のみの受付となります。

相続セミナー 参加費無料 ※ご来場いただく会場セミナーとなります。

お申し込み・お問い合わせは
各事務所まで

相続こうしておけばよかった~生命保険編~<座談会>

各会場共通

◎時間: セミナー 14:00~ / 相談会 15:00~

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫

【沖縄】4月12日(火) ◎会場: 沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室

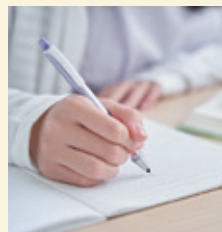
◎詳細: 沖縄事務所 098-941-3230

【新潟】4月19日(火) ◎会場: 新潟日報メディアシップ ナレッジルームA

◎詳細: 新潟事務所 025-255-5022

【札幌】4月27日(水) ◎会場: かでる2・7 510会議室

◎詳細: 札幌事務所 011-272-1031



新刊書籍

「法人間の支配関係」に係る相談例から学ぶ
グループ法人税制・組織再編税制の重要ポイント

編 著: 辻・本郷 税理士法人 審理室

発 行: 大蔵財務協会

発行日: 2022/3/10

定 価: 2,750 円(税込)

書籍一覧

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc1/>

オンライン

ONLINE

現場視察

SITE INSPECTION

「オンライン」と「リアル」で成長を加速させる

辻・本郷 次世代経営者アカデミー

「辻・本郷」×「船井総研」でおくる 人材育成プログラム 開講

(ゲスト講師・事務局担当)

次世代・後継者育成に向けて、このようなお悩みにお応えします

- ✓ 自分が経営者になる／成長するにあたって、
どういうポイントを押さえればよいかわからない
- ✓ 企業の成長を加速させるために、どういう経営数値を押さえればよいのか、
何から手をつけるべきかわからない
- ✓ 次世代・後継者を育成し、
スムーズな承継を進めるためにどうしたらよいかわからない
- ✓ 将来経営者になるにあたって、財務数値など経営数値に強くなりしたい

4月より毎月、**経営に必要な講座**(マーケティング、ブランディング、中期経営計画、財務、
DX、M&A戦略、採用・育成、資産形成、事業承継・資産承継など)や**有益な情報**をご提供し、
次世代経営者の育成を徹底サポートいたします。

毎月開催
充実した
プログラム

Program.1

「辻・本郷」「船井総研」
コンサルタントがおくる
経営講座

Program.2

宮嶋宏幸×著名な経営者
を迎えての
対談講座(隔月)

Program.3

経営者・後継者同士の
つながりを構築する
情報交換会まもなく
開催!

第1回 4月12日(火) 13:00~17:00

LIVE 配信

初回参加
無料

【パネルディスカッション】

未来を切り開く次世代経営者になる

辻・本郷 グループ
会長
公認会計士・税理士株式会社船井総合研究所
代表取締役社長株式会社ビックカメラ
元代表取締役社長
本アカデミーサポーター

本郷 孔洋

真貝 大介

宮嶋 宏幸

【対談講座】

iRobotにおける市場創出

アイロボットジャパン合同会社
代表執行役員社長

挽野 元 氏

【経営講座】次世代経営者のための成長企業づくり

株式会社船井総研ホールディングス
事業開発室 エキスパート

宇都宮 勉

年間受講料【1名様】

264,000 円(税込)



▶ 詳細 / お申し込み

<https://ht-academy.com>

0120-407-987

【受付時間】平日 9:45~17:30

札幌事務所

〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階
TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032

青森事務所

〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1
AQUA青森スクエアビル4階
TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781

八戸事務所

〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5
TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160

秋田事務所

〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34
TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944

久慈事務所

〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8
中野ビル2階
TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330

盛岡事務所

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18
明治中央ビル5階
TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866

遠野事務所

〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16
地割31-8
TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317

一関事務所

〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29
一関中央ビル2階
TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665

仙台事務所

〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1
青葉通プラザ2階
TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742

福島事務所

〒960-8031 福島県福島市栄町1-35
福島キャピタルフロント7階
TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178

郡山事務所

〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6
明治安田生命郡山ビル5階
TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882

いわき事務所

〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階
TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801

宇都宮事務所

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10
宇都宮駅前ビル6階
TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771

水戸事務所

〒310-0903 茨城県水戸市堤町1163-7
TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094

高崎事務所

〒370-0841 群馬県高崎市栄町3-23
高崎タワー21 2階
TEL.027-310-5650 FAX.027-310-5651

熊谷事務所

〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4
熊谷朝日八十二ビル7階
TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072

大宮事務所

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階
TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212

越谷事務所

〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11
ブランドール雅II 202号
TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752

川口事務所

〒332-0017 埼玉県川口市栄町3-10-3
みどりビルディング4階
TEL.050-3612-3341

所沢事務所

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14
所沢第一生命ビルディング5階
TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951

柏事務所

〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1
ちばぎん柏ビル4階
TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802

千葉事務所

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル7階
TEL.043-227-7610 FAX.043-227-7611

船橋事務所

〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23
SADDOYA SOUTHERN TERRACE 6階
TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108

亀戸事務所

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10
コクブ亀戸ビル3階
TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665

北千住事務所

〒120-0036 東京都足立区千住仲町40-11
朝日生命北千住ビル7階
TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031

秋葉原事務所

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19
新秋葉原ビル6階
TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819

東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12
サピアタワー18階
TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208

神田事務所

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3
小鍛冶ビル8階
TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058

蒲田事務所

〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-44-7
西蒲田T-Oビル5階
TEL.050-3612-3342

池袋事務所

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7
東京西池袋ビルディング12階
TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492

新宿センタービル事務所

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1
新宿センタービル31階
TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550

新宿ミライナタワー事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6
JR新宿ミライナタワー28階
TEL.03-5323-3301 FAX.03-5323-3302

新宿HR事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1
世界堂ビル7階
TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4
全理連ビル5階
TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546

渋谷事務所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1
渋谷クロスタワー31階
TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762

練馬事務所

〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2
パシフィックニュー豊玉2階
TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427

吉祥寺事務所

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階
TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516

立川事務所

〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5
立川ビジネスセンタービル11階
TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842

府中事務所

〒183-0023 東京都府中市宮町2-15-13
第15三ツ木ビル3階
TEL.050-3612-3340

瑞穂事務所

〒190-1221 東京都西多摩郡瑞穂町
箱根ヶ崎450番地
TEL.042-557-3254 FAX.042-556-0162

町田事務所

〒194-0021 東京都町田市中町1-1-16
東京建物町田ビル9階
TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921

横浜事務所

〒220-0004 神奈川県横浜西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階
TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558

横浜スカイビル事務所

〒220-0011 神奈川県横浜西区高島2-19-12 スカイビル24階
TEL.045-450-1220 FAX.045-450-1221

センター南事務所

〒224-0032 神奈川県横浜市中区築区
茅ヶ崎中央17-26 ビクトリアセンター南2階
TEL.045-947-0570 FAX.045-947-0577

大和事務所

〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16
TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650

湘南事務所

〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3
日本生命南藤沢ビル4階
TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032

小田原事務所

〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1
Y&Yビル6階
TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101

新潟事務所

〒950-0916 新潟県新潟市中央区米山2-6-7 WorkWith米山5階
TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177

上越事務所

〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8
TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187

富山事務所

〒930-0858 富山県富山市牛島町18-7
アーバンプレイス12階
TEL.050-3646-2203

長野事務所

〒380-0921 長野県長野市栗田1000-1
長栄長野東口ビル6階
TEL.026-291-6066 FAX.026-291-6067

甲府事務所

〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9
TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008

甲府中央事務所

〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6
TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578

大月事務所

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4
TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905

岐阜事務所

〒500-8842 岐阜県岐阜市金町8-1
フロンティア丸杉ビル5階
TEL.050-3612-3352

静岡事務所

〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町11-30
エクセルワード静岡ビル13階
TEL.050-3612-3344 FAX.050-3737-1087

伊東事務所

〒414-0002 静岡県伊東市湯川11-3-3
上條ビル5階
TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988

豊橋事務所

〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60
豊橋イーストビル6階
TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002

名古屋事務所

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29
JRE名古屋広小路プレイス5階
TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713

四日市事務所

〒510-0072 三重県四日市市九の城町7-7
TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988

京都事務所

〒600-8009 京都府京都市下京区四条通
室町東入函谷鉦町79番地
ヤサカ四条烏丸ビル6階
TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539

関西事務所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10
梅田ダイヤビル6階
TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876

神戸事務所

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通
6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階
TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120

岡山事務所

〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階
TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556

広島事務所

〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24
有信ビル5階
TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221

長門事務所

〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210
TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020

北九州事務所

〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階
TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761

福岡事務所

〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅
中央街8-1 JRJP博多ビル8階
TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381

久留米事務所

〒830-0017 福岡県久留米市日吉町18-13
TEL.0942-33-3697 FAX.0942-39-5446

大分事務所

〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3
朝日生命大分ビル4階
TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006

熊本事務所

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階
TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016

延岡事務所

〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8
和光中町ビル(旧第一生命ビル)
TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789

鹿児島事務所

〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10
鹿児島中央ビル9階
TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181

沖縄事務所

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9
カフナ旭橋B街区ビル1階
TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

